

善隆寺納骨堂使用規定

(目的)

第1条 この規程は、宗教法人石部山善隆寺(以下「経営者」という)が経営する納骨堂の使用および管理に関し必要な事項を定め、その使用および管理が適切に行われることを目的とする。

(納骨堂の目的及び名称、位置)

第2条 納骨堂は、焼骨の収蔵の用に供するものとし、その名称及び位置は、次のとおりとする。

1名称 善隆寺観音堂

2位置 湖南省石部中央二丁目三四〇〇番地(観音堂堂内)

(管理者)

第3条 納骨堂の管理者(以下「管理者」という。)は、善隆寺の代表役員(住職)とする。

(管理者の権限)

第4条 管理者は、本規程および善隆寺護持会規約8-3に定める三役会の決定に従って、納骨堂を宗教施設として管理しなければならない。

(納骨堂使用者の資格)

第5条 納骨堂使用者は、仏教徒に限るが、その宗派は問わない。ただし、その祭祀は浄土宗の典礼に則って行うものとする。

2納骨堂使用者は

(収蔵期間および使用料)

第6条 永代供養料は、一体につき 80 万円とする。但し五十回忌以後は永代供養墓に合祀する。ここには、五十回忌までの年回法要と春秋彼岸・盆での回向の布施、および管理料を含む。

2 同一壇にもう一体収蔵する場合は、使用料を 40 万円とする。

(永代供養墓)

第7条 五十回忌終了後は永代供養墓にての合祀となる。ただし希望があるときは焼骨を返還する。納骨堂を使用せず、直接永代供養墓に納骨する場合、その使用料は 30 万円とする。ここには盆での回向の布施、および管理料を含む。

(第6条・第7条で定める料金一覧表)

収蔵場所	収蔵期間	料金	備考
納骨壇	永代	80万円(同一壇2 霊目40万円)	一括納入。管理料・春秋彼岸・盆回向・五十回忌までの法要含む。五十回忌以後は永代供養墓に合祀するか、焼骨を返還する。
永代供養墓	永代	30万円	一括納入。盆の回向含む。焼骨の返還不可。

(納骨堂使用の申込と承諾)

第8条 納骨堂の使用を申し込む者は、第6条または第7条に定める使用料を一括納入のうえ、納骨堂使用申込書を提出し、納骨堂使用承諾書の交付により、経営者の承諾を得なければならない。

2 経営者が前項の申込を承諾し、納骨堂台帳に登録したときに、申込者は納骨堂使用者となる。

3 管理者が納骨堂の管理のため必要と認めたときは、管理者は使用者に対し、使用上の必要な措置または特別の条件を付することができる。

4 納骨堂使用者は、すでに支払った使用料の返還を請求することはできない。ただし、納骨堂使用者が、善隆寺境内墓地使用を希望する場合は、納骨堂使用料を檀家加入金・墓地使用料等に充当することができる。

(納骨堂使用者の義務)

第9条 納骨堂使用者は、次の各号に定めるところに従って、納骨堂を使用しなければならない

い。

- 一 納骨堂には、焼骨およびそれに付随する物以外を納めてはならない。
- 二 納骨堂使用者は、善隆寺の典礼をもって追善供養を行うものとする。
- 三 各号のほか、管理者が納骨堂の管理上必要な指示をしたときは、これを遵守しなければならない。

(違反行為による使用契約の解除)

第 10 条 納骨堂使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、経営者は納骨堂使用者に対しその使用契約を解除することができる。

- 一 善隆寺の典礼、法要、儀式および慣行を無視し、または妨げたとき。
- 二 境内建物もしくは境内地または墓地内で、他寺および他宗教の典礼、法要、儀式その他宗教行為を行ったとき。
- 三 第9条に違反したとき。

(使用権の譲渡等の禁止)

第 11 条 使用者は、納骨堂使用権を第三者に譲渡または転貸してはならない。

(運営管理)

第 12 条 納骨堂の清掃、環境整備等の日常管理とそれに付随する事務管理に要する費用は、納骨当初に納める使用料をもってこれに充てる。

2 使用者がその責に帰すべき事由により納骨堂内の付帯設備等を損傷したときは、自己の責任で復元するものとする。

3 第 10 条により使用契約が解除されたときは、速やかに納骨壇を明け渡さなければならない。

4 納骨堂使用契約を解除された後一年以内に、納骨堂使用者が前項の手続きを完了しないときは、永代供養墓に合葬することができる。

5 一納骨壇には、家族単位で、二体分まで納めることができる。

(埋葬・改葬の手続き)

第 13 条 納骨堂に収蔵又は改葬する場合は、各区市町村の発行する埋(改)葬許可証を添えて、経営者に届け出るものとする。

(不可抗力による事故の責任)

第 14 条 納骨堂内で起こる自然災害等の不可抗力による事故、又は第三者によって生じた事故並びに盗難等については、経営者はその責を負わない。

(その他)

第 15 条 この規定は、善隆寺護持会役員会で協議し、総会の承認を得て変更することができる。

付則

本規程は、平成 20 年 3 月 23 日から施行する。

平成 21 年 3 月 22 日改正